

令和4年5月23日

学校法人 大阪観光大学
理事長 山本健慈 殿

学校法人 大阪観光大学
監事 新川大祐
監事 本田壽秀

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人大阪観光大学寄附行為第10条の規定に基づき、学校法人大阪観光大学の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した。

私たちは監査に当り、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決済書類を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人大阪観光大学の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上